

防衛省本省の部局等において使用する公印に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第36号）第12条及び防衛省における会計機関の使用する公印等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第70号）第11条の規定に基づき沖縄防衛局における公印に関する規則を次のとおり定める。

平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

## 沖縄防衛局における公印に関する規則

改正 平成20年4月1日沖縄防衛局達第3号  
平成21年4月1日沖縄防衛局達第3号  
平成22年4月1日沖縄防衛局達第3号  
平成23年3月31日沖縄防衛局達第2号  
平成27年10月1日沖縄防衛局達第6号  
平成31年4月26日沖縄防衛局達第3号  
令和5年3月31日沖縄防衛局達第2号  
令和7年3月31日沖縄防衛局達第1号

### （目的）

第1条 この規則は、沖縄防衛局における公印の名称、寸法、作成、登録、取扱手続及び管理、保管方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

### （公印の寸法等）

第2条 公印の寸法は、別表に掲げるとおりとする。

2 公印は、左横彫りとし、その書体は、てん書とする。

### （公印の届出）

第3条 別表の公印を作成し、又は改刻した場合は、当該公印に係る官職にある者は、別記第1号様式により、公印作成（改刻）届を沖縄防衛局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

### （公印の廃止）

第4条 別表の公印を廃止する場合は、当該公印に係る官職にある者は、別記第2号様式により、公印廃止届を局長に提出するものとする。ただし、改刻と同時に旧印を廃止する場合は、省略することができるものとする。

### （公印の登録）

第5条 沖縄防衛局総務部長（以下「総務部長」という。）は、別記第3号様式による公印登録簿を備えるものとする。

2 総務部長は、第3条及び第4条に定める公印作成（改刻）届又は公印廃止届が提出されたときは、前項に定める公印登録簿に登録又は登録を抹消するものとする。

### （押印）

第6条 公印の押印は、決裁済みの起案文書に基づいて、官職印については当該官職にある者又はその指定した者、局印については局長又はその指定した者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一定の字句及び内容の文書（小切手、国庫金振替書及び現金等の領収を証する書類を除く。）に公印を多数押印する場合において、支障がないと認められるときは、公印の保管責任者（以下「保管責任者」という。）は、その押印に代えて公印の朱色の印影を当該文書と同時に印刷することができる。

（保管責任者）

第7条 保管責任者は、官職印については当該官職にある者、局印については当該機関の長が指定した者とする。

2 会計機関において使用する公印の保管責任者の通知は、当該会計機関の職にある者の定めるところによる。

（保管）

第8条 公印は、金庫その他保管の確実なところに格納し、保管責任者がこれに施錠のうえ厳重に保管するものとする。

2 第6条第2項の規定に基づき印刷された文書は、保管責任者が別記第4号様式による公印印影印刷文書台帳を備えてこれを管理するものとする。

（廃印の処置）

第9条 保管責任者は、使用廃止された公印を、物品管理法（昭和31年法律第113号）第10条第2項に定める物品供用官に返納するものとする。

附 則

この規則は、平成19年9月4日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日沖縄防衛局達第2号）

この達は、平成23年3月31日から施行する。

附 則（平成27年10月1日沖縄防衛局達第6号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日沖縄防衛局達第3号）

この達は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日沖縄防衛局達第2号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日沖縄防衛局達第1号）

この達は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表（第2条、第3条関係）

## 公印の名称及び寸法

| 名称<br>規格<br>部局名 | 公 印 の 名 称                    | 寸法<br>(ミリメ-<br>ートル) |
|-----------------|------------------------------|---------------------|
| 沖縄防衛局           | 沖縄防衛局次長の印                    | 2 3                 |
|                 | 沖縄防衛局総務部長の印                  | 2 3                 |
|                 | 沖縄防衛局企画部長の印                  | 2 3                 |
|                 | 沖縄防衛局調達部長の印                  | 2 3                 |
|                 | 沖縄防衛局管理部長の印                  | 2 3                 |
|                 | 沖縄防衛局防衛補佐官の印                 | 2 3                 |
|                 | 沖縄防衛局会計監査官の印                 | 2 3                 |
|                 | 沖縄防衛局労務管理官の印                 | 2 3                 |
|                 | 沖縄防衛局企画部次長の印                 | 2 3                 |
|                 | 沖縄防衛局調達部次長の印                 | 2 3                 |
|                 | 沖縄防衛局管理部次長の印                 | 2 3                 |
|                 | 沖縄防衛局総務部総務課長の印               | 2 0                 |
|                 | 沖縄防衛局総務部会計課長の印               | 2 0                 |
|                 | 沖縄防衛局総務部契約課長の印               | 2 0                 |
|                 | 名護防衛事務所長の印                   | 2 0                 |
|                 | 那覇出張所長の印                     | 2 0                 |
|                 | 金武出張所長の印                     | 2 0                 |
|                 | 沖縄防衛施設地方審議会の印                | 3 0                 |
|                 | 沖縄防衛施設地方審議会長の印               | 3 0                 |
|                 | 特別調達資金契約等担当官沖縄防衛局長の印         | 2 3                 |
|                 | 特別調達資金出納命令官沖縄防衛局総務部長の印       | 2 3                 |
|                 | 特別調達資金出納官吏沖縄防衛局総務部会計課課長補佐の印  | 2 0                 |
|                 | 支出負担行為担当官沖縄防衛局長の印            | 2 3                 |
|                 | 分任支出負担行為担当官名護防衛事務所長の印        | 2 3                 |
|                 | 官署支出官沖縄防衛局総務部長の印             | 2 3                 |
|                 | 歳入徴収官沖縄防衛局総務部長の印             | 2 3                 |
|                 | 物品管理官沖縄防衛局総務部長の印             | 2 3                 |
|                 | 物品管理官沖縄防衛局管理部長の印             | 2 3                 |
|                 | 分任物品管理官名護防衛事務所長の印            | 2 3                 |
|                 | 分任物品管理官那覇出張所長の印              | 2 3                 |
|                 | 分任物品管理官金武出張所長の印              | 2 3                 |
|                 | 契約担当官沖縄防衛局長の印                | 2 3                 |
|                 | 収入官吏沖縄防衛局総務会計課課長補佐の印         | 2 0                 |
|                 | 歳入歳出外現金出納官吏沖縄防衛局総務部会計課課長補佐の印 | 2 0                 |
|                 | 歳入歳出外現金出納官吏名護防衛事務所長の印        | 2 0                 |
|                 | 有価証券取扱主任官沖縄防衛局総務部会計課課長補佐の印   | 2 3                 |
|                 | 有価証券取扱主任官名護防衛事務所総務課長の印       | 2 3                 |
|                 | 資金前渡官吏沖縄防衛局総務部会計課課長補佐の印      | 2 0                 |

第 1 号様式（第 3 条関係）

文 書 番 号

令和 年 月 日

沖縄防衛局長 殿

官職 氏 名

公 印 作 成（改 刻）届

の公印を次の理由により作成（改刻）したので、別紙公印登録簿のとおり、お届けします。

理由：

別紙：公印登録簿 枚

注：1 第 3 号様式は、公印 1 個ごとに 2 通提出のこと。

2 不要の文字を抹消すること。

A 4

第 2 号様式（第 4 条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

沖縄防衛局長 殿

官職 氏 名

公 印 廃 止 届

の公印を次の理由により廃止したのでお届けします。

理由：

別紙：公印印影票 枚

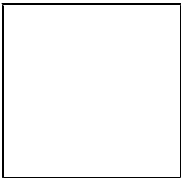
A 4

## 公 印 印 影 票

|             |  |
|-------------|--|
| 1 公 印 名     |  |
| 2 使 用 部 課 名 |  |
| 3 使 用 期 間   |  |
| 4 印 影       |  |
| 備 考         |  |

第 3 号様式（第 5 条関係）

公 印 登 録 簿  
印



|           |  |
|-----------|--|
| 1 使用部課等名  |  |
| 2 調製年月日   |  |
| 3 調製部課等名  |  |
| 4 使用開始年月日 |  |
| 5 官職又は機関名 |  |
| 6 押印者名    |  |
| 7 保管責任者名  |  |
| 8 登録年月日   |  |
| 9 廃止届出年月日 |  |
| 備 考       |  |

第 4 号様式（第 8 条関係）

公印印影印刷文書台帳

| 印刷承認文書番号 | 印刷承認文書名 | 印刷部数 | 交 付  |      | 回 収  |      | 取扱担当者 | 備 考 |
|----------|---------|------|------|------|------|------|-------|-----|
|          |         |      | 交付月日 | 交付部数 | 回収月日 | 回収部数 |       |     |
|          |         |      |      |      |      |      |       |     |
|          |         |      |      |      |      |      |       |     |
|          |         |      |      |      |      |      |       |     |
|          |         |      |      |      |      |      |       |     |
|          |         |      |      |      |      |      |       |     |
|          |         |      |      |      |      |      |       |     |
|          |         |      |      |      |      |      |       |     |
|          |         |      |      |      |      |      |       |     |
|          |         |      |      |      |      |      |       |     |